

第 **14** 期

定時株主総会 招集のご通知

2014年4月1日 ▶ 2015年3月31日

開催
日時

2015年6月19日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

大阪市中央区備後町二丁目2番1号

りそな大阪本社ビル 地下2階講堂

（巻末の〔株主総会会場のご案内〕をご参照ください。）

- | | | |
|-------|--------------------|----------|
| 第1号議案 | 早期健全化法優先株式一括繰上返済の件 | …… 5 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 | …………… 7 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 | …………… 20 |

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより議決権
を行使くださいますようお願い申しあげ
ます。

議決権行使期限



▶ 郵 送

2015年6月18日（木曜日）

午後5時30分必着



▶ インターネット

2015年6月18日（木曜日）

午後5時30分まで



株式会社 **りそなホールディングス**

株主の皆さまへ

東京都江東区木場一丁目5番65号

株式会社 **りそなホールディングス**取締役兼代表執行役社長 **東 和浩**

第14期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2015年6月18日（木曜日）午後5時30分までに**議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

▶議決権行使の方法につきましては、2頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

記

1. 日 時 2015年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそな大阪本社ビル 地下2階講堂

（巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。なお、本会場が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。）

3. 目的事項

報告事項 第14期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案** 早期健全化法優先株式の一括繰上返済の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

以 上

■本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表および連結計算書類の連結注記表につきましては、法令および当社定款第23条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会または会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、**当社ウェブサイト**に掲載している個別注記表および連結注記表を含みます。

■株主総会参考書類、事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** <http://www.resona-gr.co.jp/>

りそなホールディングス **検索**

議決権行使方法のご案内

株主総会へ当日ご出席いただけますか？

はい

ご出席いただける場合

株主総会



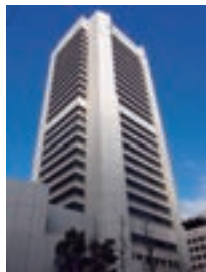
開催日時

2015年6月19日（金曜日）

午前10時 開会

（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。



開催場所

りそな大阪本社ビル
地下2階講堂

▶ 会場の詳細は、裏表紙
をご覧ください。

※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意ください。

※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席いただくことができます。

いいえ

ご出席いただけない場合

郵送またはインターネットで事前に議決権をご行使いただけます。

郵 送



行使期限

2015年6月18日（木曜日）

午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下図のように切り取ってご投函ください。



こちらを切り取ってご投函ください

※ 議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてご取扱いいたします。

インターネット



行使期限

2015年6月18日（木曜日）

午後5時30分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細は次頁をご覧ください。

決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト「株主・投資家の皆さまへ」欄に掲載させていただきます。本株主総会の模様についても、後日、同ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

☐ 当社ウェブサイト「株主・投資家の皆さまへ」 <http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/>

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する **議決権行使ウェブサイト** にアクセスし、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使
<http://www.web54.net>

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



議決権行使期限 **2015年6月18日(木曜日) 午後5時30分まで**



パスワードのお取扱いについて

- ▶ 新しいパスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。(新しいパスワードに関するご照会にはお答えできません。)
- ▶ 誤ったパスワードを一定回数以上入力すると、操作がロックされ、当初発行したパスワードで議決権の行使およびすでに行使された内容の変更をすることができなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

! ご注意事項

- 同一の株主さまが書面および電磁的方法の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 同一の株主さまが複数回電磁的方法により議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

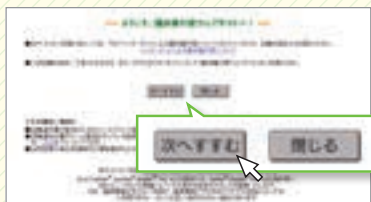


アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

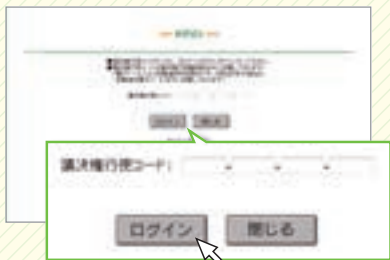
1

議決権行使ウェブサイトへアクセス



2

ログインする



3

パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

システムに係る条件について



パソコン・スマートフォン による場合

- ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可してください。
- 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合がありますので、設定内容をご確認ください。



携帯電話による場合

- 以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

i モード

EZweb

Yahoo!ケータイ

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議案および参考事項

第1号議案 早期健全化法優先株式の一括繰上返済の件

1. 提案の理由

当社は、2013年6月に開催した定時株主総会および各種類株主総会において、早期健全化法優先株式に基づく公的資金の分割返済を可能とするための定款変更について、株主の皆様からご承認を頂いておりました。具体的には、残存する早期健全化法優先株式1,600億円（注入額ベース）について、当該株式の一斉取得日（普通株式への一斉転換日）を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延長した上で、かかる期間内において、その他資本剰余金を原資とする特別優先配当により、毎年総額320億円の分割返済を実施することについてご承認を頂きました。そして、当社は、かかる特別優先配当により、本日までに、合計640億円の返済を実施しております。この結果、早期健全化法優先株式に係る要返済額は、当初注入額（1,600億円）から特別優先配当金の支払総額（640億円）を控除した960億円となっております。

今般、当社の足元の業績が堅調であること等を踏まえ、2015年5月12日開催の当社取締役会にて、本定時株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、下記2に記載の条件に基づいて、早期健全化法優先株式の取得を決定し、本定時株主総会の後に関係当局に対して公的資金の返済の申請をしたいと考えております。

当社は、2015年2月より、今後の資本政策を含む新たな中期経営計画としての「経営の健全化のための計画」（以下「新経営健全化計画」といいます。）を開始しており、同計画においては、本定時株主総会後の公的資金完済を想定した上で、リテールNo.1の実現に向けて中長期的な成長への決意とその方向性をお示ししております。したがって、公的資金の完済は、新経営健全化計画に沿って当社の安定成長を確保する観点を踏まえれば、十分意義のある資本政策であると考えております。

また、公的資金完済後、社債型優先株式の一部（第4種優先株式630億円）の取得を予定しており、当該社債型優先株式に係る優先配当の減少を通じて、普通株式の株主価値の向上が見込まれております。そして、新経営健全化計画においては、残る社債型優先株式1,750億円につきましても、自己資本の質的向上の一環として、経営環境や財務状況等を踏まえつつ、中長期的な時間軸のなかで、その他利益剰余金の蓄積により、取得を検討していく方針であり、当該社債型優先株式の取得を実施した際には、普通配当の増額について検討していくことをお示ししており、予定していた公的資金の完済時期（2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで）を3年前倒しにすることは、普通株式の株主価値の向上に繋がる資本政策であると考えております。

2. 提案の内容

上記1で記載しましたとおり、早期健全化法優先株式につきましては、株主の皆様にご承認頂きました特別優先配当金の支払いにより2014年3月期より5年間分割して返済する方法から、本定時株主総会後、当社が早期健全化法優先株式の全てを取得することにより一括して繰上返済する方法に変更する予定であります。

かかる事情を勘案し、下記記載の公的資金返済の条件に基づいて早期健全化法優先株式の取得に関する事項を決定し、関係当局に対して公的資金の返済を申請することにつき、株主の皆様のご意向を予め確認させていただくため、株主総会の特別決議をもって株主の皆様のご承認をお願いするものです。

(公的資金返済（自己株式（早期健全化法優先株式）取得）の条件)

① 取得する株式の種類

早期健全化法優先株式（丙種優先株式および己種優先株式）

② 取得する株式の総数

丙種優先株式12,000,000株、己種優先株式8,000,000株

③ 取得価額の総額

960億円（うち、丙種優先株式：総額360億円、己種優先株式：総額600億円）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたため、業務執行を行わない取締役に広く適任者を得られるよう、責任限定契約に関する規定の一部を変更するものであります。(現行定款第37条)

なお、責任限定契約に関する規定の変更につきましては、各監査委員の同意を得ております。

(2) 第3種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式についての記載を削除するとともに、発行可能株式総数の変更等の変更を行うものであります。(現行定款第5条、第11条、第13条、第15条、第18条、附則第3条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款

第2章 株式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、6,274,520,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。

普通株式	6,000,000,000株
丙種優先株式	12,000,000株
己種優先株式	8,000,000株
第3種優先株式	225,000,000株
第4種優先株式	2,520,000株
第5種優先株式	4,000,000株
第6種優先株式	3,000,000株
第一回第7種優先株式	10,000,000株
第二回第7種優先株式	10,000,000株
第三回第7種優先株式	10,000,000株
第四回第7種優先株式	10,000,000株
第一回第8種優先株式	10,000,000株
第二回第8種優先株式	10,000,000株
第三回第8種優先株式	10,000,000株
第四回第8種優先株式	10,000,000株

変 更 案

第2章 株式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、6,049,520,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。

普通株式	6,000,000,000株
丙種優先株式	12,000,000株
己種優先株式	8,000,000株
<削除>	
第4種優先株式	2,520,000株
第5種優先株式	4,000,000株
第6種優先株式	3,000,000株
第一回第7種優先株式	10,000,000株
第二回第7種優先株式	10,000,000株
第三回第7種優先株式	10,000,000株
第四回第7種優先株式	10,000,000株
第一回第8種優先株式	10,000,000株
第二回第8種優先株式	10,000,000株
第三回第8種優先株式	10,000,000株
第四回第8種優先株式	10,000,000株

現 行 定 款

変 更 案

第3章 優先株式

第3章 優先株式

(優先配当金)

第11条 当会社は、第54条に定める剰余金の配当（第54条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先株式 1株につき、以下の算式で定める（イ）と（ロ）との合計額とする。

（イ）基本優先配当金

1株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）

$$68円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$$

特別優先配当金累積額：

当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の（ロ）の特別優先配当金（以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額

公的資金残額：

600億円

（ロ）特別優先配当金

1株につき 120億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）

(優先配当金)

第11条 当会社は、第54条に定める剰余金の配当（第54条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先株式 1株につき、以下の算式で定める（イ）と（ロ）との合計額とする。

（イ）基本優先配当金

1株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）

$$68円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$$

特別優先配当金累積額：

当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の（ロ）の特別優先配当金（以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額

公的資金残額：

600億円

（ロ）特別優先配当金

1株につき 120億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
己種優先株式 1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。 (イ) 基本優先配当金 1株につき、以下の算式で定める額 (円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する) $185円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$ 特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金（以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額 公的資金残額： 1,000億円 (ロ) 特別優先配当金 1株につき 200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）	己種優先株式 1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。 (イ) 基本優先配当金 1株につき、以下の算式で定める額 (円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する) $185円 \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$ 特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金（以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額 公的資金残額： 1,000億円 (ロ) 特別優先配当金 1株につき 200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）

現 行 定 款	変 更 案
第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。 配当率率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当率率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50% 配当率率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。 ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。	<削除>
第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。	第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。	第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。
第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。	第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。
第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。	第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。
第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。	第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。
② (条文省略) ③ (条文省略)	② (現行どおり) ③ (現行どおり)

(下線は変更部分)

現 行 定 款

変 更 案

(残余財産の分配)

第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

丙種優先株式	1株につき	5,000円
己種優先株式	1株につき	12,500円
第3種優先株式	1株につき	2,000円
第4種優先株式	1株につき	25,000円
第5種優先株式	1株につき	25,000円
第6種優先株式	1株につき	25,000円

第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

② (条文省略)

(残余財産の分配)

第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

丙種優先株式	1株につき	5,000円
己種優先株式	1株につき	12,500円
<削除>		
第4種優先株式	1株につき	25,000円
第5種優先株式	1株につき	25,000円
第6種優先株式	1株につき	25,000円

第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(議決権) 第15条 優先株主(第3種優先株主を有する株主(以下第3種優先株主という))を除く。以下本条において同じ)は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。 ② 第3種優先株主は、株主総会において議決権を有する。	(議決権) 第15条 優先株主<削除>は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。 <削除>

現 行 定 款

変 更 案

(優先株式の取得条項)

第18条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式（ただし、1株未満の端数は切り捨てる）を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

丙種優先株式	1株につき	1,667円
己種優先株式	1株につき	3,598円

②（条文省略）

③（条文省略）

第5章 取締役および取締役会

(責任の免除)

第37条（条文省略）

- ② 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

(優先株式の取得条項)

第18条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（＜削除＞第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式（ただし、1株未満の端数は切り捨てる）を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

丙種優先株式	1株につき	1,667円
己種優先株式	1株につき	3,598円

②（現行どおり）

③（現行どおり）

第5章 取締役および取締役会

(責任の免除)

第37条（現行どおり）

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

現 行 定 款	変 更 案
附 則	附 則
(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)	<削除>
第3条 第3種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。	
1. 取得を請求し得べき期間	
本優先株式は、平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。	
2. 取得請求権の内容	
本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	
イ. 引換価額	
引換価額は、410円とする。	
ロ. 引換価額の修正	
引換価額は、毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が154円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。	
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。	
なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。	

現 行 定 款

変 更 案

八. 引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、
前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換
価額を含む）を次に定める算式（以下引換
価額調整式という）により調整する。引換
価額調整式の計算については、円位未満小
数第1位まで算出し、その小数第1位を四
捨五入する。

$$\text{調整後引換価額} = \frac{\text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{1}$$

- ① 引換価額調整式に使用する時価を下回
る払込金額をもって普通株式を発行また
は自己株式である普通株式を処分する場
合
調整後引換価額は、払込期日の翌日また
は払込期間の末日の翌日以降、または株
主に対する割当てのための基準日がある
場合はその日の翌日以降、これを適用す
る。
- ② 株式の分割または株式無償割当てによ
り普通株式を発行する場合
調整後引換価額は、株式の分割または株
式無償割当てのための基準日の翌日以
降、これを適用する。
- ③ 引換価額調整式に使用する時価を下回
る価額をもって当会社の普通株式の交付
を請求できる取得請求権付株式または新
株予約権（新株予約権付社債を含む）を
発行する場合
調整後引換価額は、その株式または新株
予約権の発行日に、または株主に対する
割当てのための基準日がある場合はその
日の終わりに、発行される株式の全部が
取得されてこれと引換えに普通株式が交
付され、またはすべての新株予約権が行
使されたものとみなし、その発行日の翌
日以降、またはその基準日の翌日以降、
これを適用する。以降の調整において、
かかるみなし株式数は、実際に当該取得
または新株予約権の行使がなされた結果
発行された株式数を上回る限りにおい
て、既発行の普通株式数に算入される。

現 行 定 款

変 更 案

- ④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- (2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。
- (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項八、に準じて調整する。

現 行 定 款

変 更 案

(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。

(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、

① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）

② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円

③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）

④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）

をそれぞれいうものとする。

現 行 定 款

変 更 案

(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{取得と引換えに} & & \text{本優先株主が取得を請求した} \\ \text{交付すべき} & & \text{本優先株式の払込金相当額} \\ \text{普通株式数} & = & \text{(1株あたり2,000円) の総額} \\ & & \text{引換価額} \end{array}$$

第3号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願い致したいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位等
1	再任	ひがし かずひろ 東 和浩	取締役兼代表執行役社長
2	再任	かん てつ や 菅 哲哉	取締役兼代表執行役
3	再任	ふるかわ ゆう じ 古川 裕二	取締役兼代表執行役
4	再任	いそ の かおる 磯野 薫	取締役
5	再任	おおその え み 大園 恵美	社外取締役 独立役員
6	再任	あり ま とし お 有馬 利男	社外取締役 独立役員
7	再任	さ ぬき よう こ 佐貫 葉子	社外取締役 独立役員
8	再任	うら の みつ ど 浦野 光人	社外取締役 独立役員
9	再任	まつ い ただ みつ 松井 忠三	社外取締役 独立役員
10	新任	さ とう ひでひこ 佐藤 英彦	社外取締役候補者 独立役員（予定）

候補者番号

1

ひがし

かずひろ

東 和浩

再任

- 生年月日：1957年4月25日生
- 所有する当社株式数：普通株式 30,100株
- 取締役在任年数：6年（本総会終結時）



重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行代表取締役社長兼執行役員

取締役候補者とした理由など

東和浩は、財務部門及び経営管理部門等の業務経験ならびに当社及びりそな銀行の社長としての経営経験を豊富に有しております。また、社内の各種会議等において、グループの経営を統括する立場からの積極的な意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

東和浩と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1982年 4 月	埼玉銀行入行	2011年 4 月	同取締役兼代表執行役副社長
2003年10月	当社執行役財務部長 兼りそな銀行執行役企画部（財務） 担当	2012年 4 月	りそな銀行代表取締役副社長 兼執行役員
2005年 6 月	りそな信託銀行社外取締役	2013年 4 月	当社取締役兼代表執行役社長 （現任）
2007年 6 月	りそな銀行常務執行役員 経営管理室担当	2013年 4 月	りそな銀行代表取締役社長 兼執行役員（現任）
2009年 6 月	当社取締役兼執行役副社長		

候補者番号 2

かん てつ や
菅 哲哉

再任



- 生年月日：1961年4月3日生
- 所有する当社株式数：普通株式 23,900株
- 取締役在任年数：2年（本総会終結時）

重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行取締役兼執行役員

取締役候補者とした理由など

菅哲哉は、営業部門及び経営管理部門等の業務経験ならびに当社及びりそな銀行の経営管理部門の長としての経営経験を豊富に有しております。また、社内の各種会議等において、特に、グループの経営戦略の観点からの積極的な意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

菅哲哉と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1984年4月	大和銀行入行	2013年4月	当社代表執行役グループ戦略部担当兼購買戦略部担当
2008年4月	りそな銀行執行役員大阪地域担当（市外北ブロック担当）	2013年4月	りそな銀行取締役兼執行役員経営管理部担当（現任）
2009年6月	同執行役員大阪地域担当（市外南ブロック担当）	2013年6月	当社取締役兼代表執行役グループ戦略部担当兼購買戦略部担当（現任）
2011年6月	同常務執行役員地域サポート部担当		
2012年4月	同常務執行役員経営管理部担当		

候補者番号 **3**

ふるかわ ゆうじ
古川 裕二

再任

- 生年月日：1961年9月24日生
- 所有する当社株式数：普通株式 12,200株
- 取締役在任年数：1年（本総会終結時）



重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行取締役兼執行役員
株式会社埼玉りそな銀行執行役員

取締役候補者とした理由など

古川裕二は、経営管理部門等の業務経験ならびにりそな銀行副社長、当社およびりそな銀行の人材サービス部門の長としての経営経験を豊富に有しております。また、社内の各種会議等において、特に、グループ人事戦略の観点からの積極的な意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

古川裕二と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1984年 4月 協和銀行入行
2009年 3月 りそな銀行執行役員経営管理部長
兼経営管理部（特命）担当
2010年 6月 同執行役員経営管理部担当
2012年 4月 同常務執行役員年金営業部担当兼
信託ビジネス部担当
2013年 4月 同代表取締役副社長兼執行役員東
日本担当統括兼首都圏地域担当兼
信託部門担当統括

2014年 4月 当社代表執行役人材サービス部担
当
2014年 4月 りそな銀行取締役兼執行役員人材
サービス部担当兼人材育成部担当
（現任）
2014年 4月 埼玉りそな銀行執行役員人材サー
ビス部副担当（現任）
2014年 6月 当社取締役兼代表執行役人材サー
ビス部担当（現任）

候補者番号 4

い そ の かおる
磯野 薫

再任



- 生年月日：1956年2月21日生
- 所有する当社株式数：普通株式 17,700株
- 取締役在任年数：6年（本総会終結時）

取締役候補者とした理由など

磯野薫は、リスク管理・ALM部門の豊富な業務経験及び財務・会計に関する適切な知見ならびに監査委員としての経営の監督にかかる豊富な経験を有しております。また、社内の各種会議等において、特に、グループの内部統制強化の観点からの積極的な意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

特別の利害関係

磯野薫と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位及び担当

1978年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2004年6月	奈良銀行社外取締役
2000年10月	株式会社新生銀行市場リスク管理部長	2007年6月	近畿大阪銀行社外取締役
2004年4月	当社執行役リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当	2009年6月	当社取締役監査委員会委員長
2004年4月	りそな銀行執行役リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当	2010年6月	同取締役監査委員会委員（現任）

候補者番号 5

お お そ の え み
大 藁 恵 美

再 任

社 外
取締役独 立
役員

- 生年月日：1965年8月8日生
- 所有する当社株式数：普通株式 6,300株
- 取締役在任年数：4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：15回／17回

重要な兼職の状況

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、株式会社ローソン社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

大藁恵美氏については、経営学の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

大藁恵美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

大藁恵美氏の兼職先である国立大学法人一橋大学に対する寄付はございません。

略歴、地位及び担当

1988年4月	株式会社住友銀行入行	2004年6月	日新火災海上保険株式会社社外取締役
1992年9月	ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得	2006年6月	りそな銀行社外取締役
1997年3月	一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学	2010年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任）
1998年3月	同博士（商学）取得	2011年6月	当社社外取締役報酬委員会委員
2000年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師	2012年5月	株式会社ローソン社外取締役（現任）
2002年10月	同助教授	2012年6月	当社社外取締役指名委員会委員（現任）

候補者番号 **6**

あり ま と し お
有馬 利男

再任



**社 外
取締役**

**独 立
役 員**

- 生年月日：1942年5月31日生
- 所有する当社株式数：普通株式 8,300株
- 取締役在任年数：4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回／17回

重要な兼職の状況

一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク代表理事、
キリンホールディングス株式会社社外取締役、富士重工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

有馬利男氏については、製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

有馬利男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

有馬利男氏の兼職先である一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークに対する寄付はございません。

略歴、地位及び担当

1967年4月	富士ゼロックス株式会社入社	2007年6月	りそな銀行社外取締役
1992年1月	同取締役総合企画部物流推進部及び開発事業推進部担当	2008年6月	富士ゼロックス株式会社相談役特別顧問
1996年1月	同常務取締役総合企画部総合事業計画部開発計画部及び生産計画部担当	2011年3月	キリンホールディングス株式会社社外取締役（現任）
1996年4月	同常務取締役Xerox International Partners President & CEO	2011年6月	富士重工業株式会社社外取締役（現任）
2002年6月	同代表取締役社長（執行役員）	2011年6月	当社社外取締役指名委員会委員
2006年10月	富士フイルムホールディングス株式会社取締役	2011年10月	一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク代表理事（現任）
2007年6月	富士ゼロックス株式会社取締役相談役	2012年6月	当社社外取締役指名委員会委員長（現任）
		2012年11月	同報酬委員会委員（現任）

社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社の法令違反等の事実について

社外取締役候補者である有馬利男氏が社外取締役を務めている富士重工業株式会社は、2011年8月10日クリーンロボット部において不適切な経理処理があったとして、東京国税局より指摘を受けました。本件には同氏は関与しておらず、また取締役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。

候補者番号

7

さ ん き よ う こ
佐 貫 葉 子

再 任



社 外
取 締 役

独 立
役 員

- 生年月日：1949年4月3日生
- 所有する当社株式数：普通株式 5,800株
- 取締役在任年数：3年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：16回／17回

重要な兼職の状況

NS総合法律事務所所長、明治ホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

佐貫葉子氏については、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

佐貫葉子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐貫葉子氏は、弁護士であります。当社及び子会社である銀行各社との顧問契約はございません。

略歴、地位及び担当

1981年 4 月	弁護士登録	2009年 4 月	明治ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2001年11月	NS総合法律事務所所長（現任）	2011年 6 月	りそな銀行社外取締役
2003年 6 月	株式会社クラヤ三星堂（現株式会社メディopalホールディングス）社外監査役	2012年 6 月	当社社外取締役監査委員会委員（現任）
2007年 6 月	明治乳業株式会社社外監査役		

※佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

候補者番号 8

う ら の み つ ど
浦野 光人

再任



社 外
取締役

独 立
役員

- 生年月日：1948年3月20日生
- 所有する当社株式数：普通株式 3,000株
- 取締役在任年数：2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：15回／17回

重要な兼職の状況

株式会社ニチレイ相談役、三井不動産株式会社社外取締役、横河電機株式会社社外取締役、HOYA株式会社社外取締役、株式会社日立物流社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

浦野光人氏については、製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

浦野光人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

浦野光人氏は、株式会社ニチレイの相談役であります。当社の子会社である銀行各社との融資取引はございません。

略歴、地位及び担当

1971年 4月	日本冷蔵株式会社（現株式会社ニチレイ）入社	2009年 6月	三井不動産株式会社社外取締役（現任）
1997年 4月	同経営企画部長	2009年 6月	株式会社日本システムディベロップメント（現株式会社NSD）社外監査役
1999年 6月	同取締役経営企画部長	2010年 6月	JXホールディングス株式会社社外監査役
2001年 6月	同代表取締役社長	2011年 6月	横河電機株式会社社外取締役（現任）
2005年 1月	株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長	2013年 6月	当社社外取締役報酬委員会委員
2007年 4月	同取締役会長	2013年 6月	株式会社ニチレイ相談役（現任）
2007年 6月	株式会社ニチレイ代表取締役会長	2013年 6月	HOYA株式会社社外取締役（現任）
2008年 5月	社団法人日本冷凍食品協会（現一般社団法人日本冷凍食品協会）会長	2014年 6月	当社社外取締役報酬委員会委員長（現任）
2008年 6月	新日鉱ホールディングス株式会社社外監査役	2014年 6月	株式会社日立物流社外取締役（現任）

候補者番号 9

まつ い ただ み つ
松井 忠三

再任



社 外
取締役

独 立
役員

- 生年月日：1949年5月13日生
- 所有する当社株式数：普通株式 7,700株
- 取締役在任年数：1年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：11回／13回

重要な兼職の状況

株式会社松井オフィス代表取締役社長、株式会社アダストリアホールディングス社外取締役、株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役、株式会社ネクステージ社外取締役

社外取締役候補者とした理由など

松井忠三氏については、小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

松井忠三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

松井忠三氏は、株式会社松井オフィス代表取締役社長であり、また2015年5月20日まで株式会社良品計画の代表取締役会長兼執行役員でありましたが、当社の子会社である銀行各社との融資取引はございません。

略歴、地位及び担当

1973年 6月	株式会社西友ストアー（現合同会社西友）入社	2010年 4月	株式会社T&T（現株式会社松井オフィス）代表取締役社長（現任）
1993年 5月	株式会社良品計画取締役	2013年 6月	りそな銀行社外取締役
1997年 5月	同常務取締役	2013年 9月	株式会社アダストリアホールディングス社外取締役（現任）
1999年 3月	同専務取締役	2014年 6月	当社社外取締役報酬委員会委員（現任）
2001年 1月	同代表取締役社長	2014年 6月	株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役（現任）
2001年 5月	株式会社アール・ケイ・トラック取締役	2015年 5月	株式会社ネクステージ社外取締役（現任）
2008年 1月	株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員		
2009年 5月	ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE）代表取締役社長		

候補者番号 **10**

さとう ひでひこ
佐藤 英彦

新任

■ 生年月日：1945年4月25日生

■ 所有する当社株式数：普通株式 700株

社 外
取締役

独立役員
(予定)



重要な兼職の状況

弁護士（ひびき法律事務所）、株式会社LIXILグループ社外取締役、
大日本住友製薬株式会社社外取締役、株式会社りそな銀行社外取締役（2015年6月19日付退任予定）

社外取締役候補者とした理由など

佐藤英彦氏については、法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

佐藤英彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤英彦氏は、弁護士であります。当社及び子会社である銀行各社との顧問契約はございません。

略歴、地位及び担当

1968年4月	警察庁入庁	2011年6月	株式会社住生活グループ（現 株式会社LIXILグループ）社外取締役兼監査委員会委員
1986年8月	内閣法制局参事官	2011年6月	大日本住友製薬株式会社社外監査役
1992年4月	警視庁刑事部長	2013年6月	同社外取締役（現任）
1995年2月	埼玉県警察本部長	2013年6月	株式会社LIXILグループ社外取締役兼指名委員会委員兼監査委員会委員（現任）
1996年12月	警察庁刑事局長	2014年6月	りそな銀行社外取締役（現任）
1999年1月	大阪府警察本部長		
2002年8月	警察庁長官		
2004年8月	警察庁顧問		
2005年2月	警察共済組合理事長		
2011年6月	弁護士（第一東京弁護士会所属）（現任）		

- (注) 1. 取締役候補者のうち、大藺恵美氏、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏及び佐藤英彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者のうち、大藺恵美氏、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏及び松井忠三氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。また、佐藤英彦氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、指名委員会において、同委員会が定める「取締役候補者選任基準」に則り、取締役候補者の要件ならびに社外取締役については独立性の要件を十分に満たしているか検証のうえ経営の監督に相応しい人材を選任しております。
- また、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しており、引き続きグループの企業価値を高めるため、当社の経営の透明性と客観性を十分確保したいと考えております。
4. 当社は、現任の各社外取締役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において各社外取締役候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

「取締役候補者選任基準」の概要

(取締役候補者の要件)

本基準における取締役候補者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) リソナグループの持続的な企業価値の創造に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること
- (2) 取締役としての人格および識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者であること
- (3) 取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること
- (4) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること

(社外取締役の独立性の要件)

1. 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - (1) 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人(以下、「業務執行者」という。)、または、その就任前10年間に於いて当社またはその関連会社の業務執行者であった者
 - (2) 当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合の業務執行者である者

- (3) 当社またはその関連会社と重要な取引関係（注1）がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者
 - (4) 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
 - (5) 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
 - (6) 当社またはその関連会社から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
 - (7) 上記（2）から（6）について過去5年間に於いて該当する場合
 - (8) 配偶者または二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
 - (9) 当社またはその関連会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者
 - (10) 社外取締役としての在任期間が通算で8年を経過している者
 - (11) その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（10）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
- （注1）重要な取引関係とは、以下のいずれかに該当する取引等をいう。
- （i）通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上
 - （ii）当社またはその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

2. 上記（1）から（11）のうち抵触するものがある場合でも、指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することができる。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

（取締役の候補者の決定）

- 1. 指名委員会は、取締役候補者を決定するにあたり、本基準において定める取締役候補者の要件を満たすとともに、さまざまなバックグラウンドと経験を有した者を確保するものとする。
- 2. 前項のほか、取締役候補者を決定するにあたり、原則として取締役会の過半数について、本基準において定める独立性を有する社外取締役と認められる者を確保するものとする。

以 上

株主総会会場のご案内

会場

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそな大阪本社ビル 地下2階講堂

電話

大阪 (06) 6268-7400



交通のご案内

地下鉄堺筋線・中央線

「堺筋本町駅」 **出口17** 徒歩約2分

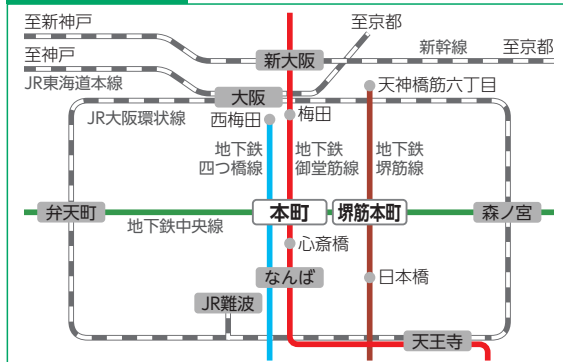
地下鉄御堂筋線

「本町駅」 **出口1** 徒歩約6分

出口3 徒歩約6分

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

主要路線図



お願い：会場内（受付、ロビー等を含む）を全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社 **りそなホールディングス**

東京本社 〒135-8582 東京都江東区木場一丁目5番65号

大阪本社 〒540-8608 大阪市中央区備後町二丁目2番1号